

児童手当の制度が変わりました

令和6年10月分（令和6年12月支給分）の児童手当から、次のとおり制度の内容が改正（拡充）されました。

制度改正（拡充）の内容

- ①支給対象児童の年齢を「高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで」に延長
- ②所得制限・所得上限の撤廃
- ③第3子以降の手当額を月15,000円から月30,000円に増額
- ④第3子以降の算定に含める対象の年齢を「高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで」から「大学生年代（22歳到達後の最初の年度末）まで」に延長
※ただし、子どもの生計費など経済的負担が生じている場合に限りです。
- ⑤支給回数を年6回（偶数月）に変更
前月までの2ヶ月分を支給します。（初回の支給は令和6年12月となります。）

制度改正（拡充）により、「高校生年代」の保護者の方や「所得制限の撤廃」により新たに対象となる保護者の方には、既に申請書を送付し、対応していただいています。対象の有無や制度内容を確認されたい方は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎47-4681

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中CHU退TAI共KYO
小企業 退職金 共済制度

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ



詳しくはホームページをご覧ください。



中退共
CHU-TAI-KYO

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211